

申請をした方は、この「おしらせ」を捨てないようにしてください



大和市イベントキャラクター「ヤマトン」

保護者のみなさんへ

令和2年度 就学援助制度のおしらせ

大和市教育委員会

大和市では、お子さんが等しく勉強できるように次のご家庭に対し、裏面のとおりに援助を行っております。この援助を希望する方は申請用紙に必要事項を記入し、必要書類を添付してお子さんが在学する学校または大和市教育委員会学校教育課へ提出してください。前年度に就学援助を受けていた方で引き続き希望される方も毎年申請が必要です。

援助を受けることのできる方

大和市立の小学校及び中学校に在籍する児童・生徒及び神奈川県立の中等教育学校(前期課程)の保護者で、次のI～Ⅲのいずれかの要件を世帯が満たしている方です。

I. お子さんと生計を一にするご家族の令和元年中の所得等の合計額が次の表の限度額以下で、教育委員会が総合的に判断して援助を必要と認めた世帯

※所得等については申請書の裏面【所得の見方】を参考にしてください。

Table with 6 columns: 世帯の人数(人), 2, 3, 4, 5, 6. Row 2: 認定の限度額となる所得の合計額, 265万円, 324万円, 352万円, 398万円, 458万円.

※限度額については変更になる場合があります。

【添付書類】

- 令和2年1月1日現在、住民登録が市内にある方
添付書類(源泉徴収票、確定申告書のコピー)は必要ありません。ただし、未申告の方は申告を行っていただく必要があります。
●令和2年1月1日現在、住民登録が大和市以外の方
※添付書類が間に合わない場合は、申請書を先に提出してください。
1月1日現在住民登録をされていた市区町村発行の令和2年度市県民税課税(又は非課税)証明書提出してください。なお、証明書の発行は令和2年6月からとなりますので、取得後すみやかに提出してください。

II. I以外で令和2年度中次のa～hに該当する方
添付書類が必要です。添付書類が間に合わない場合は、申請書を先に提出してください。添付書類については申請書裏面の【添付書類一覧】をご覧ください。

- a. 生活保護が停止または廃止された方
b. 市県民税が非課税となる方
c. 資産税の減免(災害による減免に限ります)を受けた方
d. 国民年金保険料が免除となる方
e. 国民健康保険税が減免・徴収猶予となる方
f. 児童扶養手当を受給(児童手当、特別児童扶養手当とは異なります)している方
g. 生活福祉資金の貸し付けを受けている方
h. 職業安定所登録の日雇い労働者(雇用保険(受給者証)とは異なります)である方

《教育委員会使用欄》

Table with 3 columns: 保護者氏名, 申請児童生徒人数, 受付印

III. 生活保護を受けている世帯は
申請の必要はありません

教育委員会窓口で申請をされる場合には、事前に保護者氏名と申請児童生徒人数を記入してお持ちください。

**えんじょ ないよう
援助の内容**

- 認定されると次のうち該当する費目の実費または一部が支給されます。
- 金額は令和元年度実績です。
- 給食費⇒実費
- 学用品費等⇒基準額
- 小学校930円/月額、中学校1,890円/月額
- 新入学学用品費(4月から支給となった場合のみ支給)⇒基準額:小学校50,600円、中学校57,400円
- 入学準備金(新入学学用品費を入学前に支給)⇒基準額:50,600円(未就学児の保護者が対象)⇒基準額:57,400円(小学校6年生の保護者が対象)
- 修学旅行費、宿泊を伴う校外活動費⇒参加実績をもとに事後に支給
- 通学費、体育実技用具費⇒実費または一部
- めがね購入費⇒「めがね注文書」の交付。ただし、支給額に上限があります。「視力精密検査依頼書」の交付。

**しきゅうほうほう てづつ
支給方法と手続き**

- 給食費等に未納がある時は、援助費を充当する場合があります。
- 支給は、年3回(8月末、12月末、3月末)に口座振込となります。(特別な場合を除く)
- めがね購入費(検眼料含む)は、事前に教育委員会交付申請の手続きが必要であり、手続きがされていないと支給できません。(眼科医及びめがね店は指定されています)
- ※学校病での医療費の助成には受診前に別に申請が必要です。(担当:保健給食課046-260-5206)
- ☆学校病...う歯(虫歯)・中耳炎・慢性副鼻腔炎・結膜炎・トラコーマ・アデノイド・寄生虫病・膿痂疹(とびひ)・白癬・疥癬
- ※入学準備金は、令和3年4月に大和市立小中学校または神奈川県立の中等教育学校(前期課程)に入学予定の児童が対象となります。

**しんせい ちゅうい
申請するときの注意**

1. 申請書	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年4月以降に、この制度での援助を必要と思われる方は提出してください。(継続して受給を希望する場合も、毎年申請が必要です) 学校名や学年などは、令和2年4月以降のものを記入してください。 この制度での援助は令和2年4月以降に大和市立の小中学校又は神奈川県立の中等教育学校(前期課程)に通う場合に限り受けることができます。 1枚につき3名まで記入できますが、それを超える場合には新しい用紙に記入してください。
2. 添付書類	「援助を受けることのできる方」に記載してありますので確認してください。
3. 提出	<ul style="list-style-type: none"> 在籍する学校または市教育委員会に提出してください。 ※市教育委員会学校教育課へは、郵送または、直接提出してください。 4月30日(必着)までに受け付けた申請については、4月分からの支給対象となります。 5月以降に受け付けた申請は、翌月分からの支給対象となります。 最終メ切りは令和3年1月末日です。
4. 認定の結果	申請書を提出した結果は6月下旬以降随時郵送で通知されます。
5. 問い合わせと提出先	<p>大和市教育委員会 学校教育課 ※医療費は保健給食課へ</p> <p>電話 046-260-5208(直通) 046-260-5206(直通)</p> <p>〒242-8601 大和市下鶴間 1-1-1 (大和市役所2階)</p>

※普通郵便で郵送された場合、郵送事故等の責任を負うことはできませんので、到達確認が必要な方は申請書のコピーと返信用封筒(宛先、切手を貼ったもの)を同封してください。收受印を押印のうえ、返送します。電話では到達確認はできません。

〒242-8601 大和市下鶴間 1-1-1
大和市教育委員会 学校教育課 行

← 切り取って封筒の宛名
にご利用ください。